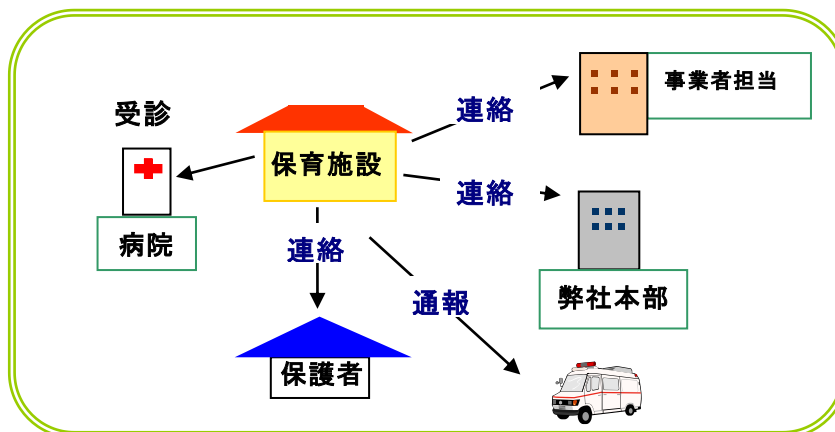


3.お子様が怪我をされた場合

万が一子どもが怪我をした場合は、保護者にご連絡のうえ、状況に応じて保護者または保育者が受診します。



4.嘱託医

小児科医：あけど小児科

住所：大阪府堺市北区金岡町 3025-12

電話：072-242-7801

【歯科】阪和第二泉北病院 歯科口腔外科

住所：大阪府堺市中区深井北町 3176

電話：072-277-1401

5.定期健康診断及び歯科検診

年2回、保育所で健康診断を行います。

年1回、保育所で歯科検診を行います。

毎月、保育所にて身長、体重の身体測定を行います。

6.補償制度

(1) .独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

■全園児に加入をお願いしています。

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの (学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円)
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円(通学(園)中の場合も同額)

(2) 施設で加入している補償について

お子様のケガ等には十分注意して保育に当たりますが、万が一ケガや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクキッズ株式会社の加入している総合補償制度により補償させていただきます。

(*持病扱いのもの等、保険の対象外になる場合もあります。)

<p><賠償責任保険></p> <p>【施設・生産物】</p> <p>対人対物/1事故</p> <p>/10億円</p>	<p>【受託物】</p> <p>対物/1事故/1000万</p>	<p><傷害保険></p> <p>死亡・後遺障害お見舞金</p> <p>/100万円</p> <p>入院/日額/1,500円</p> <p>通院/日額/1,000円</p>
--	----------------------------------	--

※【施設・生産物】の内容：【施設】／保育施設 【生産物】／提供する飲食物(給食・おやつ)

【受託物】の内容：「預り品」

詳細な補償内容・金額に関しましては保険会社の判断にて決定します。

7.災害に備えて

(1) 避難場所について

■一時避難場所：阪和第二泉北病院 C棟横 いこいの広場

■広域避難場所：大山公園

(状況により他の場所になることもあります。)

(2) 避難訓練について

- ・火災及び地震を想定した防災、避難訓練を月 1 回実施します。
- ・不審者侵入避難訓練を年 2 回以上実施します。

(3) 災害時には、災害用伝言ダイヤルを活用します。

1. お子様の引き渡し場所を明確にするため、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用しますので、ご自宅及び保育所の電話番号でメッセージを確認下さい。

- ① 保育所から避難所に避難した時は、保育所の電話番号にメッセージを残します。
- ② お子様が医療機関へ搬送された時は、ご自宅の電話番号にメッセージを残します。

2. 災害用伝言ダイヤルの使用方法（伝言の再生方法）

ダイヤル	ガイダンス
171	こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。
2	保育所に残した伝言をお聞きになる場合は、保育所の電話番号（072-276-3015）をダイヤルして下さい。 ご自宅に残した伝言をお聞きになる場合は、ご自宅の電話番号をダイヤルして下さい。
1#	新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返す時は8の後#を、次の伝言に移る時は数字の9#を押して下さい。
再生開始	

3. 災害用伝言ダイヤル（伝言の例）

1) 保育所に残した伝言「こちらは、第二陵南保育所です。お子様は〇〇〇（避難場所）へ避難しましたのでお迎えは避難所の方をお願いいたします。」

2) 自宅の電話番号に残した伝言

「こちらは第二陵南保育所です。△△ちゃんは□□（病院名）へ搬送されましたので、病院に直行して下さい。」

*災害用伝言ダイヤルは、携帯の機種によってかからない場合があります。

一般電話及び公衆電話からは確実にかけられます。

*ご利用料金は、被災地までの通話料となります。